

平成 31 年 1 月 25 日

総 務 大 臣  
石 田 真 敏 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 多 賀 谷 一 照

答 申 書

平成30年10月26日付け諮問第3108号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、電気通信事業法施行規則等の一部改正について（「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備）は、諮問内容に沿って改正することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

以上

電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見募集及び再意見募集  
 (第一種指定電気通信設備の機能の追加・廃止等に係るルールの整備)

意見募集期間:平成30年10月27日~11月26日  
 再意見募集期間:平成30年11月30日~12月13日

意見及び再意見提出者一覧

意見提出者 計6者(法人等:5者、個人:1者)

再意見提出者 計5者(法人等:4者、個人:1者)

(提出順、敬称略)

受付.	意見提出者	再意見提出者
1	個人	個人
2	西日本電信電話株式会社	東日本電信電話株式会社
3	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
4	KDDI株式会社	KDDI株式会社
5	ソフトバンク株式会社	ソフトバンク株式会社
6	NGN IPoE協議会	

**電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びその考え方  
(第一種指定電気通信設備の機能の追加・廃止等に係るルールの整備)**

■：NTT 東日本・西日本からの意見 ●：NTT 東日本・西日本以外の事業者・団体からの意見 ▲：個人からの意見

**(1) 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部を改正する省令案について**

意 見	再 意 見	考 え 方	修正の 有無
意見1 ●今後、IP-IP接続の実現を控える中、公正競争を確保できる環境の整備が必要であり、環境整備の一環として、本省令改正案は適当。(電気通信事業法施行規則改正案第24条～第24条の5)	再意見1 ■単純な更改やインターフェースの増速等の単純なアップグレードに該当するような工事(開発)は円滑な接続に支障が生じるおそれがないことから、届出の対象外と考える。	考え方1	
○ 本省令改正案に賛同します。今後、IP-IP接続の実現を控えており、また、商用開始から10年経過したNGNの設備更改(又は新たなNGNの構築)等も想定されます。ネットワークや技術基盤の変革期においては、公正競争を確保できる環境の整備が必要であり、環境整備の一環として、本省令改正案は適当と考えます。 (ソフトバンク)	○ 「網機能提供計画」制度は公正競争の確保に加え、接続を前提としないネットワークが構築されると、網改造のための多大な時間・費用を要すること等から、円滑な接続に支障が生じないよう創設されました。 この点を踏まえて、ソフトバンク殿のご意見にある「設備更改等」について、単純な更改やインターフェースの増速等の単純なアップグレードに該当する様な工事(開発)は円滑な接続に支障が生じるおそれがないことから、届出の対象外であると考えます。 (NTT東日本・西日本)	○ 機器の性能が向上するのみの設備のアップグレードは本「網機能提供計画」制度の対象外と考えられますが、設備更改等に伴い機能(※)の変更又は追加が生じるときは、対象になると考えられます。  ※ 法第36条第1項の総務省令で定める機能を除きます。	無
意見2 ■接続を前提として開発された装置であるルータ等は、届出の対象外としていただきたい。また、今後、事業者間で事前に協議を行い、認識を合わせた上で実現される新たな機能についても、届出の対象外としていただきたい。(電気通信事業法施行規則改正案第24条)	再意見2 ●NGN優先転送機能のアンバンドルにあたって協議が長期化するなど、円滑な接続に支障が生じた事例があったこと等から、既製品のルータ、SIPサーバ等においても他事業者からの意見受付期間を設ける等、情報開示等に係る接続ルールを改善することで、円滑な接続を確保していくことが必要。	考え方2	
○ 接続を前提としないネットワークが構築されると、網改造のための多大な時間・費用を要するこ	○ 過去、NGNにおいて、「優先パケット識別機能」及び「優先パケットルーティング伝送機能」	○ ルータ等に係る原則全ての機能を新たに「網機能提供計画」制度の対	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>と等から、円滑な接続に支障が生じないよう、「網機能提供計画」制度が創設されましたが、当社はこれまでも情報開示や要望事業者への適正な費用負担を前提とした機能追加等の取組みを行ってきたところであり、今後も同様の対応を実施していく考えです。</p> <p>仮に円滑な接続に支障が生じない網機能まで届出対象とした場合、新たな網機能の開発期間が長期化し、通信業界全体のイノベーションに遅れが生じることで、国民の利益につながらないことから、工事（開発）着手に影響を与えない手続きとしていただきたいと考えます。具体的には、以下3点については、届出の対象外としていただきたいと考えます。</p> <p>① 接続要望事業者を実質的に制約せず、既製品で接続可能な方法があると見込まれ、かつ当該機能を利用するための既存の接続条件が著しく不利益な変更とならない機能</p> <p>② 既に他事業者が提供している等、新奇性がなく公知の技術を用いて提供される機能</p> <p>③ 事業者間で事前に刷り合わせを行うもの</p> <p>以上を踏まえ、接続を前提として開発された装置であるルータ等は、円滑な接続に支障が生じるような問題はこれまで発生しておらず、上述の①、②に該当するため、届出の対象外としていただきたいと考えます。</p> <p>また、上述の③を踏まえ、PSTNマイグレーションに係る事業者間意識合わせの場で議論されている機能に関して、総務大臣の承認を受けた場合、届出の対象外となることが規定（省令改正案附則第二条）されたことについて賛同いたします。なお、今後、同様に事業者間で事前に協議を行い、</p>	<p>のアンバンドルにあたって、要望事業者への情報開示に課題があったこと等により、NTT 東・西と要望事業者による協議が長期化するなど、円滑な接続に支障が生じた事例があったこと等から、「固定電話網の円滑な移行の在り方 一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日付け)において、「ルータ、SIPサーバ等の設備についても『網機能提供計画』の届出対象に追加して、ルータ、SIPサーバ等の設備の機能の変更又は追加に関する計画が公表される必要がある」との具体的な方向性が示されました。</p> <p>したがって、既製品のルータ、SIPサーバ等を用いてさえいけば円滑な接続に支障がないという訳ではなく、NGNにおいても、他事業者からの意見受付期間を設ける等、情報開示等に係る接続ルールを改善することで、円滑な接続を確保していく必要があります。</p> <p>なお、円滑な接続に支障が生ずるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合は、工事開始日を短縮することが可能となる等の措置が講じられていることから、早期の工事着手によるタイムリーな「網機能」の提供も可能だと考えます。(KDDI)</p> <p>○ 弊社がこれまで主張しているように、NGN優先転送機能のアンバンドルに至るまでに、弊社は、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」といいます。)との協議に7年もの月日を要しました。協議長期化の原因は、ルータ等に係る情報やその他技術的条件が提示されない中でNTT東西殿から具体的要望を何度も求められたためであると考えています。よって、NTT東西殿ご意見にある「ルータ等</p>	<p>象とすることは、これまで事業者間で行われた協議における状況等から、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合がみられることや、情報通信審議会「『固定電話網の円滑な移行の在り方』一次答申～移行後のIP網のあるべき姿～」(平成29年3月28日)において「IP-IP接続への円滑な移行に向けて、今後、ルータ、SIPサーバ等の設備に様々な改造等が加えられることが想定されるが、この場合、他の事業者においても仕様の変更、新たな機能を使用することの検討及び接続のために必要な機器の開発を行ったりする必要があり、接続約款(指定設備約款)が定まってからこの作業に着手すると、実際に接続を実現するまでに相当の期間を要し、円滑な接続を図る上で適当でない。」との考えが示されたこと等を踏まえたものであり、他事業者との円滑な接続に十分な配慮が行われることを法的に担保する観点から、必要な措置であると考えます。</p> <p>○ 本改正案においては、IP網移行(固定電話網のIP網への移行。いわゆるPSTNマイグレーション)に係る事業者間意識合わせの場で議論されている機能について、本改正省令案附則第2条第1項において、該当する場合をできる限り限定した上で(※)、第一種指定電気通信設</p>	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>認識を合わせた上で実現される新たな機能についても、同様に届出の対象外としていただきたいと思います。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>は、円滑な接続に支障が生じるような問題はこれまで発生しておらず」との理解は誤りであり、ルータ等は届出の対象外とするに当たらないと考えます。</p> <p>また、ある機能を「網機能提供計画」制度の対象外とする場合は、オープンな場での議論及び関係事業者の合意並びに制度的な手当てが前提であり、NTT東西殿の主張されるように事前協議をしたから対象外にするというものではないと考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>備との接続に支障を生じるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合に本制度の対象外とする経過措置が規定されていますが、詳細が明らかでなくオープンな場での議論も経ていない他の潜在的事例についても同様に対象外とする措置を講ずることは、本制度の趣旨・目的を没却するおそれがあり、適当でないと考えます。</p> <p>※ 改正省令の施行の際現に設けられている多数の関係電気通信事業者による協議の場における協議の結果に基づき、IP網移行に関する情報通信審議会の答申（平成29年3月28日又は9月27日）の趣旨にのっとりその変更又は追加がされる対象網機能に限定。</p>	
<p>意見3 ●他事業者からの意見受付期間を設けるとともに、工事開始日の延期や短縮をすることが可能となる等の措置を講じることにより、他事業者における円滑な運用が確保できるものとするため省令改正案に賛成。（電気通信事業法施行規則改正案第24条の2、第24条の4第2項）</p>	<p>再意見3</p>	<p>考え方3</p>	
<p>○ 他事業者からの意見受付期間を設けるとともに、円滑な接続に支障が生ずることを防止するためやむを得ないと総務大臣が認める場合は工事開始日を延期できることや、事業者からの意見が無い場合、または円滑な接続に支障が生ずるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合は、工事開始日を短縮することが可能となる等の措置を講じる改正案であることから、以下2点の両立が可能になるとともに、NTT東・西が「網機</p>	<p>—</p>	<p>○ 賛同のご意見として承ります。本改正案での手続ルールは、現行の情報開示告示において「接続事業者の接続申込みから接続開始までに要する期間を踏まえた合理的なもの」として「90日」という期限が規定されていることを踏まえつつ、柔軟な運用も可能となるよう設計されていると考えます。</p>	<p>無</p>

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>能」の新設・変更等に係る他事業者対応を丁寧に行うインセンティブが確保され、他事業者における円滑な運用が確保できるものとするため、本改正案に賛同いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑な接続に支障がある場合は、接続事業者からの意見提示や「網機能」の新設・変更等に対応する期間の十分な確保</li> <li>・ 円滑な接続に支障がない場合は、早期の工事着手によるタイムリーな「網機能」の提供（KDDI）</li> </ul> <p>○ 届出から工事開始までの最短日数が「200日前」から「90日前」に変更することについて賛同いたします。（NGN I P o E協議会）</p>			
<p>意見4 ●工事開始日の後ろ倒し措置について、総務省がこれを指示する期限の明確化や、総務省におけるその判断基準の明確化をすべき。（電気通信事業法施行規則改正案第24条の2第1項第2号）</p>	再意見4	考え方4	
<p>○ 新しい接続機能の提供開始日を後ろ倒しさせることにより市場競争を阻害する可能性があります。従って総務省が計画変更を指示する期限の明確化や、総務省におけるその判断基準の明確化をすべきです。</p> <p>また NTT 東西が届出した後に「他事業者からの要望・意見も十分考慮して円滑な接続に支障が生ずるおそれがあると総務省が認めてその旨を理由と併せて通知・公表した場合は、届出から「200日」までの範囲内で、工事開始日の後ろ倒しをしなければならないものとする」ことについても、新しい接続機能の提供開始日を後ろ倒しさせることにより市場競争を阻害する可能性があります。</p>	-	<p>○ 総務省の判断により届出日から200日の範囲内で工事開始日の後ろ倒しを義務付ける措置については、「円滑な接続に支障が生ずることを防止するためやむを得ない」と総務大臣が認める場合に発動されると条文案において定められているところ、他の手段では支障の防止を十分に行うことができない場合を想定していることが条文上明らかであり、またこれ以上該当要件等を明確化することは、予測できない事態にも備える最終的な防護策という本規定の性質</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>従って総務省が計画変更を指示する期限の明確化や、総務省におけるその判断基準の明確化をすべきです。 (NGN I P o E協議会)</p>		<p>上、困難かつ不相当と考えられます。なお、本改正案第 24 条の 2 第 2 項では、当該措置により後ろ倒しを義務付ける場合は、総務大臣から、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に理由を含めて通知が行われる旨が規定されています。</p>	
<p>意見 5 ■工事開始日の前倒し措置の承認可否の判断要素である円滑な接続に支障が生ずるか否かの確認に当たっては、事業者間の公正で健全な競争環境が損なわれないことがないか、十分に考慮いただくとともに、結論に至った理由について添えていただきたい。(電気通信事業法施行規則改正案第 24 条の 2 第 1 項第 3 号二)</p>	再意見 5	考え方 5	
<p>○ 円滑な接続に支障が生ずるか否かを総務大臣が承認する際の確認にあたって、サービス提供を行う事業者間の公正で健全な競争環境が損なわれないかについて、十分に考慮いただきたいと考えます。また、判断いただく際には、その結論に至った理由について添えていただきたいと考えます。 (NTT東日本・西日本)</p>	—	<p>○ 前倒し措置の承認に係るご意見については、今後の制度運用に当たっての参考とすることが適当と考えます。なお、申請に対する拒否の処分をする場合は、行政手続法第 8 条に基づき理由を示すことが行政庁に義務付けられています。</p>	無
<p>意見 6 ●届出計画の公表方法について官報掲載からインターネット利用に変更することに賛同。 (電気通信事業法施行規則改正案第 24 条の 3)</p>	再意見 6	考え方 6	
<p>○ 届出計画の公表を官報掲載からインターネットを利用した公表に変更することで、公表の即時性が確保されるとともに、届出様式に公表 URL 等が追加されることにより、公表が着実に行われたことが確認できるため、本改正案に賛同いたします。 (KDDI)</p>	—	<p>○ 賛同のご意見として承ります。現在は法定の公表であってもインターネットの利用により行われることが一般的となり特段の問題も顕在化していないことから届出計画の公表はインターネットの利用により即時に行うとするルールに変更すること、及び公表が着実に行われたこ</p>	無

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>○ 公表方法について官報掲載からインターネット利用に変更することに賛同いたします。 (NGN I P o E協議会)</p>		<p>とを確認できるようにするため総務省への届出事項に公表 URL 等を追加することとしたことは、妥当と考えます。</p>	
<p>意見 7 ●他事業者からの意見受付手続があるため、本改正案に賛同。なお、説明会開催を要しない条件である「出席を求める者がいない場合」とは、NTT 東日本・西日本からの開催案内があることが前提であると理解。(電気通信事業法施行規則改正案第 24 条の 4 第 1 項)</p>	再意見 7	考え方 7	
<p>○ 他事業者の意見を聴取・反映し円滑な接続を確保するため、早期に説明会を開催すること、また他事業者の意見聴取のための十分な期間が確保されていることから、本改正案に賛同いたします。</p> <p>また、NTT 東・西は、接続事業者が公表された内容を速やかに認識できるよう、総務省への届出とあわせて、当該届出をした旨をメール等により接続事業者にも周知するとともに、説明会の開催案内についても、メール等により接続事業者に対して漏れなく周知することが必要であると考えます。</p> <p>なお、改正案において、説明会の開催を要しない場合の条件として、「出席を求める者がいない場合」という規定がありますが、この「出席を求める者がいない場合」の規定の意味は、「NTT 東・西が自社の判断で出席を求める者がいないと判断する場合」という意味ではなく、「NTT 東・西が説明会の開催を案内したものの、説明会への出席を希望する他事業者がいなかった場合」という意味だと理解しております。</p> <p>(KDDI)</p>	—	<p>○ 賛同のご意見として承ります。</p> <p>「出席を求める者がいない場合」という規定は、制度趣旨に鑑みれば、他事業者に対して NTT 東日本・西日本が説明会の開催を案内(※)したものの、説明会への出席を希望する者がいなかった場合という意味に解することが適当と考えます。</p> <p>※ 改正案第 24 条の 4 第 1 項にいう「事前の申出のあった」他事業者は無論のこと、できる限り広く開催案内をメール等で周知することが適当。</p>	無
<p>意見 8 ●意見受付手続により新しい接続機能の提供が遅れる可能性がある。ルータ等の機能や開発</p>	再意見 8 ●ある機能を「網機能提供計画」制度の対象外とする場合は、オープンな場での議論及び	考え方 8	



意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>内容によっては「届出対象としない」あるいは「届出期限を 90 日前までよりも短くする」ことも検討すべき。（電気通信事業法施行規則改正案第 24 条の 4）</p>	<p>関係事業者の合意並びに制度的な手当てが前提であり、機能や開発内容により、制度の対象外とすると判断することは適当ではない。</p>		
<p>○ ルータ等に関する新しい接続機能の開発着手に必要な検討を NTT 東西にて完了し、その後に接続事業者等から広くあまねく意見を求め反映する期間を設けることは、その期間だけ、現行の「情報開示告示」の制度に比べ、新しい接続機能の提供開始が遅れる可能性があります。</p> <p>従って NGN を構成する全てのルータ等を一律に届出対象とせず、ルータ等が提供する機能や開発内容によっては「届出対象としない」あるいは「届出期限を 90 日前までよりも短くする」ことも検討すべきです。</p> <p>（NGN I P o E 協議会）</p>	<p>○ ある機能を「網機能提供計画」制度の対象外とする場合は、オープンな場での議論及び関係事業者の合意並びに制度的な手当てが前提であると考えます。機能や開発内容により、制度の対象外とすると判断することは適当ではないと考えます。</p> <p>（ソフトバンク）</p>	<p>○ ルータ等に係る原則全ての機能を新たに「網機能提供計画」の対象にすることの必要性については、考え方 2 を参照。</p> <p>○ 手続ルールについては、これまで原則 200 日以上前までとしていた届出期限を原則 90 日前まで（変更届出は原則 40 日前。）とした上で、当該届け出た計画への意見受付状況を踏まえて工事開始日を前倒しすることも可能とするなど、柔軟な運用が可能となるような設計がされていると考えます。</p>	無
<p>意見 9 ●ルータ・SIPサーバ等の設備についても「網機能提供計画」制度の対象とする本改正案に賛同。（電気通信事業法施行規則改正案第 24 条の 5）</p>	<p>再意見 9 ■接続を前提として開発された装置であるルータ等は、円滑な接続に支障が生じるおそれがないことから届出の対象外としていただきたい。</p>	考え方 9	
<p>○ 今後ますます重要性が高まる NGN との円滑な接続を確保するため、ルータ・SIPサーバ等の設備についても「網機能提供計画」制度の対象とする本改正案に賛同いたします。</p> <p>（KDDI）</p>	<p>○ KDDI 殿の「今後ますます重要性が高まる NGN との円滑な接続を確保するため、ルータ・SIPサーバ等の設備についても「網機能提供計画」制度の対象とする本改正案に賛同」とのご意見について、接続を前提として開発された装置であるルータ等は、円滑な接続に支障が生じるおそれがないことから届出の対象外としていただきたいと考えます。</p> <p>（NTT 東日本・西日本）</p>	○ 考え方 2 を参照。	無
<p>意見 10 ●「PSTNマイグレーション」に係る事業者間協議において議論が行われている「網機能」については、事前に本改正の主旨を踏まえた</p>	<p>再意見 10 ■左記 KDDI の意見に賛同。今後、同様に事業者間で事前に協議を行い、認識を合わ</p>	考え方 10	

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>対応を行っているものと考えられることから、届出対象外とすることについて賛同。(電気通信事業法施行規則改正案附則第2条第1項)</p>	<p>せた上で実現される新たな機能についても、届出の対象外としていただきたい。</p>		
<p>○ 本附則に記載された「網機能」は、固定電話網のIP網への移行(以下、「PSTNマイグレーション」という。)に係る事業者間協議において議論が行われている「網機能」を対象としています。</p> <p>PSTNマイグレーションに係る「網機能」については、円滑な接続を行うことを目的として、事前に関係事業者間で協議・合意し、関係事業者の意見を反映して構築されるものであり、事前に本改正の主旨を踏まえた対応を行っているものと考えられることから、PSTNマイグレーションに係る経過措置として、当該「網機能」について、第一種指定電気通信設備との接続に支障を生じるおそれがないものとして総務大臣の承認を受けた場合は、届出対象外とすることについて賛同いたします。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>○ KDDI殿の「PSTNマイグレーションに係る「網機能」については、円滑な接続を行うことを目的として、事前に関係事業者間で協議・合意し、関係事業者の意見を反映して構築されるものであり、事前に本改正の主旨を踏まえた対応を行っている」とのご意見に賛同いたします。</p> <p>なお、今後、同様に事業者間で事前に協議を行い、認識を合わせた上で実現される新たな機能についても、同様に届出の対象外としていただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>○ 考え方2第2段落を参照。</p>	

【諮問対象外】

(2) 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正する省令案について

意見	再意見	考え方	修正の有無
<p>意見 11 ■接続機能の休廃止にあたっては代替措置等の提案等、丁寧に対応してきており、今後も同様の対応を実施していく考え。代替措置等については、通信業界の発展を阻害せず技術の変化や経済性の観点から最適な手段を選択することが可能となるよう留意いただきたい。（電気通信事業法施行規則改正案第23条の9）</p>	<p>再意見 11</p>	<p>考え方 11</p>	
<p>○ 第一種指定電気通信設備に係る接続機能の休廃止にあたって、当社は、これまでも休廃止に係る接続約款の変更手続き前から、当該機能を利用する他事業者との間で新規受付停止時期や移行方法等に関する事前協議を行い、当該事業者の対応期間について十分に留意するとともに、ご要望いただければ代替措置等の提案を行う等、丁寧に対応してきたところであり、今後も同様の対応を実施していく考えです。</p> <p>なお、利用者保護の観点から、当社は「他の電気通信事業者が必要な対応を円滑に行うための措置」を検討していく考えであるものの、当社の接続機能ではなく、類似サービスにより便益を受けられる場合や、他事業者が提供できる機能により代替措置を確保できる場合もあります。これらの代替措置も含め、当社を含めた通信業界全体で検討していく必要があると考えており、通信業界の発展を阻害せず技術の変化や経済性の観点から最適な手段を選択することが可能となるよう、ご留意いただきたいと考えます。</p> <p>(NTT東日本・西日本)</p>	<p>—</p>	<p>○ 本改正案の立脚する観点の一つである「休廃止される機能を利用している接続事業者が代替策への移行等の必要な対応を円滑に行えることの確保」が着実になされることが重要と考えます。</p>	<p>無</p>

(3) 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の一部を改正する省令案

意見	再意見	考え方	修正の有無
意見12 ●NTT東日本・西日本が、接続事業者から受け付けた意見を総務大臣に報告し、総務省がその報告内容を十分考慮できる運用とすることについて賛同。（電気通信事業報告規則改正案第3条の2）	再意見12	考え方12	
○ 接続事業者側のシステム改修等の期間が考慮されず、NTT 東・西と接続事業者との協議・調整が整わない等の場合は円滑な接続が妨げられることから、NTT 東・西が、接続事業者から受け付けた意見を総務大臣に報告し、総務省がその報告内容を十分考慮できる運用とすることについて賛同いたします。（KDDI）	—	○ 賛同のご意見として承ります。他事業者との円滑な接続に十分な配慮が行われることを法的に担保する観点から、報告規則による担保措置も設けることは、適切であると考えます。	無

(参考1) 別紙1「電気通信事業法施行規則等の一部改正について(「網機能提供計画」制度の見直し及び第一種指定電気通信設備等の接続機能の休廃止に伴う周知制度の整備)」

参 考 意 見	参 考 再 意 見	参考意見への考え方	修正の有無
<p>参考意見1 ●課題が不明確なまま制度改正を行おうとしていると考えられ、届出を必要とする開発の内容を明確化するなど、慎重な議論が必要。また、サービス競争やイノベーション創出への配慮の観点から、接続を前提として開発されているNTT東日本・西日本のルータ等について、事前に全ての場合において届出を実施することについて反対。(別紙1 P.3「現状」)</p>	<p>参考再意見1 ●本件はNGN優先転送機能のアンバンドルにあたって協議が長期化するなど、情報開示に係る問題であるため、改正案の通り省令改正を行うことが適当。</p>	<p>参考意見への考え方1</p>	
<p>○ 「直接接続することができる事業者がごく少数に限定される」点については、技術上の制約であり、また事業者間で十分に議論を尽くして合意して導入したものであり、制度を見直し、対象範囲を拡大したとしても、3者または16者という上限を緩和できるものではなく、かえって、導入時期が遅れるなど、市場競争におけるイノベーションを阻害することになると考えます。</p> <p>「機能の追加に当たり情報開示に課題があったこと等により協議が長期化したと接続事業者から指摘(優先パケット関係機能)という状況であり、ルータ等であっても他事業者との円滑な接続が必ずしも実現されない場合がみられる。」という点については、事業者間の協議におけるコミュニケーション上の課題であり、制度を見直し、対象範囲を拡大したとしても、解決できるものではなく、かえって、協議を開始する時期が遅れるなど、効率的なインターネット環境の発展に支障をきたすことになると考えます。</p> <p>よって、課題が不明確なまま制度改正を行おうとしている状況にあると考えられ、届出を必要と</p>	<p>○ 前述の通り、NGN優先転送機能のアンバンドルに至るまでに、弊社はNTT東西殿との協議に7年もの月日を要しました。協議長期化の原因は、ルータ等に係る情報やその他技術的条件が提示されない中でNTT東西殿から具体的要望を何度も求められたためであると考えています。</p> <p>NGN I PoE 協議会殿が、本件の問題点をコミュニケーション上の課題と断じている根拠は示されていないためわかりませんが、本件は情報開示に係る問題であるため、改正案の通り省令改正を行うことが適当と考えます。</p> <p>(ソフトバンク)</p>	<p>○ 本改正案の基本的な必要性・妥当性については考え方2を参照。</p> <p>○ イノベーション等への影響については、本改正案において、これまで原則200日以上前までとしていた届出期限を原則90日前まで(変更届出は原則40日前。)とした上で、当該届け出た計画への意見受付状況を踏まえて工事開始日を前倒しすることも可能とするなど、一定の配慮がされていると考えます。</p> <p>○ なお一般的に、一見「コミュニケーション上の課題」であったとしても、その背景には様々なものが考えられるため、制度による対応の必要性が否定されるものではないと考えます。</p>	<p>無</p>

参 考 意 見	参 考 再 意 見	参考意見への考え方	修正の有無
<p>する開発の内容を明確化するなど、慎重な議論が必要です。</p> <p>また制度改正について、インターネット上での新しい接続機能のタイムリな提供による接続事業者間のサービス競争や、その競争によるイノベーション創出を阻害することが無いよう十分に配慮するべきであると考えます。</p> <p>従って、接続を前提として開発されているルータ等について「網機能提供計画」制度に基づき、NTT 東西が開発着手する事前に全ての場合において届出を実施することについて反対します。</p> <p>(NGN I P o E協議会)</p>			

(参考2) その他

参 考 意 見	参 考 再 意 見	参考意見への考え方	修正の有無
参考意見2 ▲通信部門の機能の新しい構造を追加し、古い構造を廃止して行く事には賛成。	再意見2 ▲PSTNを廃止し、IP網に移行する事には賛成。	参考意見への考え方2	
<p>○ 「総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課」が提唱している内容では、固定電話を「IP 網（インターネットプロトコル）」に融合し、「ISP（インターネットサービスプロバイダー）」に導入する事と考えますが、通信部門の機能の新しい構造を追加し、古い構造を廃止して行く事には、私は賛成です。具体的には、新しい構造を導入する為には、古い構造を維持して行く事には、財政コストが掛かるので、解体して行く事が望ましいです。</p> <p>(個人)</p>	<p>○ 人間が手動での電話交換における「PSTN 及び GSTN（公衆交換電話網）」を廃止し、「NGN（次世代ネットワーク）」における「IP 網（インターネットプロトコル）」での「TCP/IP 及びサブネットマスク」のプロトコルを導入する「SIP サーバー（セッションインテンションプロトコル）」に移行する事には、私は賛成です。具体的には、「ISP（インターネットサービスプロバイダー）」に統合される事と考えます。「固定電話回線及び FAX 電話回線」から来る「INS ネット」での有線 LAN における「PPPoE 及び IPoE」の「イーサネット（Ethernet）」での「光ファイバー（FTTH）」及び「ケーブルテレビ（CATV）」が導入されるので、無線 LAN での「Wi-Fi 回線」の統合が進み「サテライトシステム（通信衛星）」が、導入されると考えます。要約すると、「人工知能（AI）」の構造では、クラウドコンピューティングを基準とし、エッジコンピューティングにおける AI ネットワークでの「API（アプリケーションプログラミングインターフェイス）」を導入していると考えますので、「情報技術（IT）」の分野における IT サイバーセキュリティ対策が、必要と考えます。</p> <p>(個人)</p>	<p>○ 本改正省令の制定により、PSTN 網の IP 網への円滑な移行が一層促進されることが期待されます。なお、AI 等に関するご意見は、今後の情報通信政策の参考として承ります。</p>	<p>無</p>